

報道関係者の皆様へ



雲南市

Press Release

情 報 提 供

令和7年11月5日(水)

担 当 課 (担 当 者)	健康福祉部長寿障がい福祉課 (課長 田中秀信)
電 話	0854-40-1042
F A X	0854-40-1049

送付文書 2枚(本状のみ)

特別児童扶養手当の支払い遅延について

内 容

このたび、特別児童扶養手当に係る事務処理誤りにより、一部の受給者の方への支払いが遅延する事案が発生いたしました。

支払いが遅延する手当は、令和7年11月11日支給分(8～11月分)のうち5世帯分 計983,800円(8月支給に基づく見込額)です。

今後、同様の事案が発生しないよう、適正な事務処理と再発防止に努めてまいります。

●経過

特別児童扶養手当受給者は、毎年8月12日から9月11日の間に前年分の所得状況届を市に提出する必要があります。

このたび、総合センター窓口で期限内に受け付けた5件について、提出期限を相当期間過ぎて本庁担当課に送付したことにより、国からの定例支給が差し止められることになりました。

●原因

窓口担当者が所得状況届を一定数まとまってから送付する運用をしていたことに加え、提出期限を失念していたことによるものです。

●対応

本事案判明後、必要な事務処理を行った上で速やかに県に進達し、12月11日に支払われることを確認しております。対象の受給者の方には個別に説明、謝罪を行いました。

●再発防止策

受付担当課内で事務処理手順を共有し、受付・提出について複数の職員で対応するなどチェック体制を見直すとともに、本庁と総合センターとの連携をより一層密にします。

※特別児童扶養手当とは、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づく国の制度で、20歳未満の障害児を監護する父母又は養育者に対して支給される手当です。障害の程度に応じて1級または2級として認定されます。手当月額は1級56,800円、2級37,830円で、国から受給者に支給されます。

受給資格が認定されると、申請月の翌月分から、毎年4月・8月・12月に各月の前月分までの手当が支給されます。(12月期については11月に支払われます。)